

令和8年度 埼玉版スーパー・シティプロジェクト 官民連携による市町村まちづくり支援等業務委託に関する 公募型プロポーザル実施要領

令和8年度 埼玉版スーパー・シティプロジェクト 官民連携による市町村まちづくり支援等業務委託に関する公募型プロポーザルの実施については、この実施要領に定めるとおりとする。

1 委託業務の内容

「令和8年度 埼玉版スーパー・シティプロジェクト官民連携による市町村まちづくり支援等業務委託」仕様書のとおり。

※ 仕様書は、実施しなければならない最低限の業務を示したものである。応募者が有する本業務の実施に係る知見やノウハウなどを活用した提案を積極的に行うこと。

2 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

3 予算額

上限額：66,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※ 本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

4 参加資格

企画提案書を提出できる者は、（1）から（7）までに掲げる条件をすべて満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- （2）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- （3）公示日から提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- （4）提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- （5）民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- （6）法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納していない者であること。
- （7）本プロポーザルに複数の企業で参加する場合には、次に掲げる全ての要件を満たしていること。
 - ア　すべての構成員が前記（1）から（6）の要件を満たしていること。
 - イ　各構成員は、他の構成員として又は単独で本プロポーザルに参加していないこと。

5 スケジュール

内 容	日 程
プロポーザル公示	令和8年2月13日（金）
質問受付期間	令和8年2月13日（金）～2月18日（水）正午（必着）
質問への回答	令和8年2月25日（水）午後5時までに回答
プロポーザル参加申込書提出期限	令和8年2月27日（金）午後5時（必着）
企画提案書等提出期限	令和8年3月4日（水）午後5時（必着）
※対象：8（1）表No.1～No.8	
第1次審査（書類審査）結果通知 ※応募者多数の場合に実施。第1次審査を実施しない場合、通知は行わない。	令和8年3月18日（水）午後5時までに通知
プレゼンテーション審査	令和8年3月26日（木）午後（予定） ※結果は3月30日（月）午後5時までに通知
契約締結	令和8年4月1日（水）（予定）

6 質問事項の受付及び回答

本件について、質問を以下のとおり受け付ける。

（1）質問方法

様式1「質問票」に記入の上、電子メールで提出すること。送信後、必ず電話で受信確認を行うこと。

送信先 a3170-01@pref.saitama.lg.jp

電子メールの件名 【質問票】（法人名）官民連携による市町村まちづくり支援等業務委託

電話番号 048-830-3186（直通）

※埼玉県環境部エネルギー環境課エネルギー企画担当宛て

（2）回答方法

質問に対する回答は、質問を行った法人名等を伏せた上で、県ホームページで公表する。

（3）受付期間等

受付期間：令和8年2月13日（金）～2月18日（水）正午まで

回答期限：令和8年2月25日（水）午後5時までに回答

7 プロポーザル参加申込書の受付

本プロポーザルに参加を希望する場合は、様式2「プロポーザル参加申込書」を提出すること。

プロポーザル参加申込書の提出のない者からの企画提案は受け付けない。

（1）提出方法

電子メールで提出すること。送信後、必ず電話で受信確認を行うこと。

送信先 a3170-01@pref.saitama.lg.jp

電子メールの件名 【プロポーザル参加申込】（法人名）官民連携による市町村まちづくり
支援等業務委託

電話番号 048-830-3186 (直通)

※埼玉県環境部エネルギー環境課エネルギー企画担当宛て

(2) 提出期限

令和8年2月27日（金）午後5時（必着）

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

企画提案にあたっては以下の書類を提出すること。

No.	提出書類	提出部数
1	企画提案書	1部
2	見積書 ※ 見積金額については、提案内容を実現するために必要な全ての費用を積算し、記載すること。 また、「令和8度 埼玉版スーパー・シティプロジェクト官民連携による市町村まちづくり支援等業務委託仕様書 3業務内容」を参考に、可能な限り詳細な経費内訳を記載すること。	1部
3	法人の定款の写し及び履歴事項証明書（商業登記簿謄本） ※ 履歴事項証明書（商業登記簿謄本）は、提出日から遡って3か月以内に取得したものを持出すること。 ※ 複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。	各1部
4	法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書 ※ 法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書（その3の3）を持出すること。 ※ 複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。	各1部
5	決算関係書類 ※ 過去3年分の貸借対照表及び資金収支計算書又はこれに準ずる書類	1部
6	プロポーザル参加資格に関する誓約書（様式3） ※ 複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。	1部
7	会社概要（会社案内、パンフレット等） ※ 複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。	1部
8	【複数の企業により参加する場合のみ】 構成員一覧表（様式4） 委任状（様式5）	各1部

(2) 提出方法等

ア 提出方法

(ア) 電子データ及び印刷製本した書類一式（1部）を提出すること。電子データの送付方法は、プロポーザル参加申込書を提出した者に別途案内する。

(イ) 印刷製本した書類一式及び電子データでの提出ができない書類（後段「9 委託候補者の決定方法の審査委員会用に5部）は、持参又は郵送（書留）により提出すること。

(ウ) 持参による提出は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。

イ 提出期限

令和8年3月4日（水）午後5時（必着）

ウ 提出先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県環境部エネルギー環境課エネルギー企画担当（第三庁舎3階）

電話番号 048-830-3186

エ その他

(ア) 企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限る。

(イ) 企画提案書等の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とする。

(ウ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(エ) 企画提案書等の提出後はその内容を変更することはできない。

(オ) 提出後、県の判断により補足資料等の提出を求めることがある。

(カ) 提案書の記述について、複数の解釈ができる場合、そのいずれの方法でも実現可能な提案であるとみなす。

(キ) 提出された企画提案書等は、評価以外の目的で提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合はこの限りではない。

（3）企画提案書について

- ・パワーポイントを使用し、A4判横向きとすること。
- ・スライドサイズ3：4とし、各スライドにはページ番号を表示すること。
- ・1ページ目は表紙とし、表題、応募者の名称、所在地、代表者の氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、電子メールアドレスを記載すること。複数の企業で応募する場合は、代表企業、構成企業の別を記載すること。
- ・表紙の次ページは「目次」とすること。
- ・文字サイズは、原則として11ポイント以上の大きさとすること。
- ・モノクロ印刷をした場合でも内容が判別できるように配慮すること。
- ・可能な限り平易な言葉を用いること。やむを得ず専門用語を用いる場合は、同用語の説明を注釈等により記載すること。
- ・カタログやパンフレット等からの転載のみによる提案は認めない。
- ・仕様書等に基づいて作成し、次のア～シの内容を含めること。
- ・文章での説明や解説を基本としながら、図表、イラスト、写真等を用いて、仕様書の「3 業務内容」の順で掲載するなど分かりやすく提案すること。
- ・ページ数の制限はないが、所定の時間内に説明が終わるボリュームとすること。

ア 基本方針

- ・本業務の目的を踏まえた基本方針及び本業務を実施する上で特に重要と考える提案のポイントを記載すること。
- イ 実施体制
- ・業務の実施体制、事業実施計画の実効性、類似業務の実績について記載すること。
 - ・業務責任者の配置など運営管理体制について記載すること。
 - ・業務達成に必要な専門性や経験を有する者の配置についても記載すること。
- ウ 事業全般
- ・業務量と業務の実施手順、スケジュールを記載すること。
 - ・業務の効果を促進させるための独自の提案、もしくは有益な提案を積極的に行うこと。
- エ ガバメントピッチ及びビジネスピッチの実施
- (仕様書3(1) ア ガバメントピッチ及びビジネスピッチの実施)
- ・円滑かつ効果的に実施するための方策、事業効果を高める工夫を具体的に記述すること。
 - ・実施方針、具体的な手法（参加企業の募集・選定方法や審査基準、市町村の課題の掘り下げや登壇支援、市町村と企業のマッチング方法等）とスケジュール、自社のネットワークを活用した具体的な登壇者案の提案、その他独自の提案・工夫等を具体的に記載すること。
- オ マッチングに向けた支援、シーズ集の作成、成果報告会の実施
- (仕様書3(1) ア ガバメントピッチ及びビジネスピッチの実施)
- ・マッチングに向けた支援については、実施方針、具体的な伴走支援の方法と支援体制（人員、役割等）、その他独自の提案・工夫等を具体的に記載すること。
 - ・シーズ集の作成については、掲載するシーズの確保手段や選定方法等を記載すること。
 - ・成果報告会については実施方針、内容、その他独自の提案・工夫等を記載すること。
- カ 市町村と企業等のマッチングを促進するランディングページ（L P）の制作
- (仕様書3(1) イ 市町村と企業等のマッチングを促進するランディングページの制作)
- ・本事業の目的に適したデザイン案を提示すること。トップページ及びシーズ集を含む各階層ページのデザイン案及び構造を記載すること。
 - ・利用者が階層構造を把握しやすいナビゲーションやパンくずリスト、応募フォーム、検索機能、問い合わせ機能、S N S リンク等について記載すること。
 - ・ピッチ等の参加受付や管理の方法、企業からの提案受け方法を具体的に記載すること。
 - ・障害時の復旧支援等の保守・運用についても記載すること。
- キ 市町村と企業等の交流会の開催
- (仕様書3(1) ウ 市町村と企業等との交流会の開催)
- ・実施方針、内容、回数、開催時間と所要時間、その他独自の提案・工夫等を具体的に記載すること。
- ク まちづくり先行事例セミナーの開催
- (仕様書3(1) エ まちづくり先行事例セミナーの開催)
- 実施方針、内容、講師や登壇者の候補、回数、開催時間と所要時間、その他独自の提案・工夫等を具体的に記載すること。
- ケ 官民連携事例集の作成

- (仕様書3(1) オ 官民連携事例集の作成)
作成方針や企画案、表紙や事例掲載等のページイメージ、原稿作成手法等を具体的に記載すること。
- コ プロジェクト応援企業等登録制度の認知及び登録の拡大
(仕様書3(1) カ プロジェクト応援企業等登録制度の認知及び登録の拡大)
具体的な認知を高める方法や登録の拡大に向けた取り組み、その他独自の提案・工夫等を具体的に記載すること。
- サ 地域まちづくり計画策定に向けた市町村へのアウトリーチ型支援業務
(仕様書3(2) ア OR型支援実施市町村との調整及び地域まちづくり計画素案の作成、イ OR型支援の実施)
支援実施市町村との具体的な調整方法、計画素案の具体的作成方法を記載すること。支援の実施方針、市町村の計画策定までの具体的な伴走支援の方法と支援体制(人員、役割等)、その他独自の提案・工夫等を具体的に記載すること。
- シ 本業務による成果をより一層高めるために、上記ア～サ以外の事項、もしくは全体を通じて特筆すべき提案事項があれば記述すること。

9 委託候補者の決定方法

委託先の選定に当たっては、「埼玉版スーパー・シティプロジェクト官民連携による市町村まちづくり支援等業務委託先審査委員会(以下「審査委員会」という。)」が以下の方法で提案内容を総合的に審査し、委託候補者を選定する。

ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を委託候補者として選定する。

(1) 審査方法

ア 原則として応募者が4者以上の場合は、企画提案書及びその他提出書類による第1次審査を実施し、第1次審査を通過したもの(3者程度)のみプレゼンテーション審査を行う。
(埼玉県庁周辺での対面開催を予定)

第1次審査を実施した場合、応募者全員に電子メールで通知する。

イ プrezentation審査において、資料を追加することはできない。

ウ プrezentation時間は、1者当たり15分以内、質疑時間15分とする。

エ プrezentation審査に参加しない者は、契約先候補者に選定しないものとする。

オ プrezentationにおいては、本業務のプロジェクトマネージャー又はプロジェクト構成員として従事する予定の者が、説明及び質疑に対する回答を行うこと。

カ プrezentationにおける説明者は3名以下とする。ただし、複数の企業により参加する場合は5名までとする。

キ プrezentation審査は、令和8年3月26日(木)に実施する予定である。詳細については、後日、通知する。

ク 審査項目、配点は次のとおりとする。

審査項目	配点
1 基本方針	5
2 実施体制	20
3 業務内容に関する提案	
(1) 市町村と企業等のマッチング強化業務	
ア ガバメントピッチ及びビジネスピッチの実施	
イ 市町村と企業等のマッチングを促進するランディングページの制作	
ウ 市町村と企業等との交流会の開催	
エ まちづくり先行事例セミナーの開催	
オ 官民連携事例集の作成	
カ プロジェクト応援企業等登録制度の認知及び登録の拡大	
(2) 地域まちづくり計画策定に向けた市町村へのアウトリーチ型支援業務	
ア アウトリーチ型支援対象市町村との調整及び地域まちづくり計画素案の作成	
イ アウトリーチ型支援の実施	
4 見積額	5

(2) 委託候補者の決定

- ア 審査委員会は、提出された企画提案書及びその他提出書類等に基づき、本業務委託の遂行能力等を総合的に審査し、評価が最も高かった提案者を委託候補者に決定する。
- イ 企画提案書等を提出した者が1者のときは、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託候補者として決定する。

10 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類等に虚偽がある場合
- (2) 本実施要領に示した企画提案書等の作成や提出に関する条件に違反した場合
- (3) 見積書の金額が契約限度額を超える場合
- (4) 審査において虚偽の説明を行った場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) その他、著しく信義に反する行為等があった場合

11 契約の相手方の決定方法

- (1) 県は、委託候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合は、委託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。
- (2) 見積額については、企画提案時からの増額は認めない。

- (3) 委託候補者の辞退や協議が整わない場合及び当該委託候補者が業務委託契約を締結するまでの間に、4に定める条件に該当しなくなった場合は、当該委託候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、評価が二番目に高かった者を新たに委託候補者とし、改めて協議を行う。新たな委託候補者が辞退等した場合は、次に評価が高かった者を新たに委託候補者とし、協議を行う。
- (4) 契約締結までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けた場合には、契約しないことがある。

1.2 企画提案書等の情報公開

- (1) 契約締結後、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。
- (2) 「埼玉県情報公開条例」等関連規程に基づき公開することがある。

1.3 その他

- (1) 令和8年度歳入歳出予算案が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該事業費にかかる減額があったとき、緊急等やむを得ない理由等により、公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。
- (2) 契約の相手方は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の1以上を乗じた額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 本プロポーザルに係る一連の手続き及び契約等に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

1.4 問合わせ先

埼玉県環境部エネルギー環境課 エネルギー企画担当

電話番号 048-830-3186

電子メール a3170-01@pref.saitama.lg.jp